

# 横浜湘南ツーリングクラブ 規約

[2018年(平成30年)5月21日]

改正 2019年(平成31年)1月14日、2019年(平成31年)3月3日、2020年(令和2年)4月1日  
2021年(令和3年)10月1日、2023年(令和5年)5月1日、2025年(令和7年)1月1日

## 第1条 (名称)

本会の名称は、横浜湘南ツーリングクラブとする

## 第2条 (会の主旨・目的)

本会は自転車を通じて会員相互の親睦と理解を深め、各人の体力・健康の増進を図るものとする

## 第3条 (設立日)

本会の設立日は以下の通りとする

2013年(平成25年)9月21日

## 第4条 (活動域)

本会の活動域は、主に神奈川県内及び周辺都県その他、企画、イベント参加等で地方にも赴く

## 第5条 (代表及び事務局員)

1. 本会には、本会会員より構成される以下の役員を置く  
事務局員 : 8名以下
2. 事務局員のうち1名を、本会代表とする
3. 事務局員への選任は、現事務局員が合議の上これを決定する
4. 事務局員が欠けた場合、補充を行うか否かを速やかに決定する
5. 代表が不在のときは、事務局員の協議により代表の務めを代行し、代表が欠けた場合は、協議のうえ新代表を選出する

## 第6条 (運営事務局)

本会会員が円滑にクラブ活動を行えるよう、第5条の者全員により構成される運営事務局を置き、環境整備や啓発活動に務める

## 第7条 (代表及び事務局員の任期)

1. 代表及び事務局員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日迄とする
2. 1月末日迄に退任の意思表示がない限り、自動的に任期が1年間更新されるものとする
3. 増員又は欠員補充により途中選任された者の任期は、在任事務局員の任期満了日と同じくする
4. 任期途中で退任を申し出た者については、本人を除く事務局員の過半数の賛同を以て承認とし、承認の日より数えて翌々月末日を退任の日とする
5. 申し出の可否判断については、本人の申し出より2週間以内にこれを行い、賛否同数の場合は否決とする
6. 否決となった場合、同理由による申し出は、否決の日より3ヶ月間これを行えない
7. 任期途中で退任が承認された者については、承認の日から退任の日までの間、本人を除く事務局員の協議により、第6条を軽減又は免除させることができる

## 第8条 (会員)

本会会員になる者は、第2条に定める事項を理解した上で賛同し、所定の手続きを以て申し込みを行い、運営事務局の示す所定の企画に参加した上で、事務局員又は事務局員から委任を受けた者が加入の承認を行うことにより、会員資格を有するものとする

## 第9条 (活動)

本会は、第2条に定めた目的を達成する為に、必要な活動を行う

## 第10条（会費・必要経費）

本会会員は、本会の活動に関して、以下の会費及び必要経費を会に納め、又は当該契約関係者に自ら支払うものとする

1. 会費 : 0円
2. 必要経費（大会等への参加、機材調達、衣服調達、並びに飲食等に関するもの） : 実費
3. 運営資金 : 本会会員からの任意の寄付、並びにアフィリエイトによる調達

## 第11条（走行会参加条件）

1. 本会が企画する自転車走行会に参加する場合、次に定めるものを所持・着用又は加入しなければならない  
なお、所持・着用又は加入のない場合、走行会への参加は禁止とする
  - 1 ヘルメット
  - 2 ライト・・・前照灯（白色又は淡黄色）、尾灯（赤色）  
発光の種類に連続点灯状態を有するものとする
  - 3 エマージェンシーカード・・・氏名、生年月日、住所、緊急連絡先、病歴、治療中の病  
気、服用中の薬剤、アレルギーを必ず記載  
詳細は次の URL を参照  
<https://ys-tc.net/emergencycard.htm>
  - 4 公的身分証明書・・・免許証、健康保険証、マイナンバーカード等何れか一つ以上
  - 5 保険・・・自転車保険、又はそれに準じた保険（自転車乗車時の対人／対物補償  
があるもので、傷害保険のみは不可）への加入  
詳細は次の URL を参照  
<https://ys-tc.net/insurance.htm>
2. 本条第1項2号に定めるライトについては、各都道府県毎に定められた道路交通規則等の諸規定諸規則に準じるものとする
3. 本条第1項5号に定める保険について、本会会員や会員になろうとする者は、加入状況を運営事務局に届け出るものとし、虚偽の報告をしてはならない
4. 所持品は本人が自己責任の下で管理し、本会及び運営事務局は、紛失や破損、盗難が発生した際一切の責めを負わない

## 第12条（遵守事項）

会員は次に掲げる事項を遵守するものとする

1. 走行会に限らず、自転車乗車時においては、交通ルールを厳守し、安全に走行すること
2. 歩行者や他の交通を妨げぬよう、周囲の状況に十分に注意・配慮し、乗車すること
3. 危険を伴わない範囲において、ハンドサインや声出しを行い、後続車へ意思表示を行うこと
4. 自転車は軽車両であることを意識し、飲酒をして乗車しないこと
5. 事故、怪我等が発生した場合は、安全の確保と負傷者の救護活動を速やかに行うこと
6. 走行会に限らず、企画への参加表明は、出来得る範囲で早めに行うこと
7. 企画者及び参加者は、集合場所や時間等に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること
8. 参加表明した企画への参加を辞退する場合は、速やかに行うこと
9. 年齢、性別、職業、自転車歴等に関わらず、個々の会員を尊重し、困ったときは助け合うこと
10. 過度の自慢や知識のひけらかし、考えの押しつけ等は、慎むこと
11. 本会会員であるか否かに関わらず、他者が所有する車両、パーツ、機材、服装等を中傷する言動を取ったり、SNS や LINE 等へ書き込んだりしてはならない
12. 本会に於いては、自転車以外の話題も可能であるが、節度を持って行うこと  
但し、私的な目的の達成に於いての宣伝行為や投票依頼行為は不可とする
13. 喫煙者は、健康増進法第27条に基づき、非喫煙者付近での喫煙は控え、自治体の定める喫煙に関する条例を遵守し、周囲への配慮を怠ってはならない

14. 明確な意思表示をしていない者、嫌がる者や拒否する者、並びに20歳未満の者に対し、飲酒や喫煙を勧めてはならない
15. 本会及び本会会員、並びに他の会やその会員を中傷したり評判を貶めたりする行為をしてはならない
16. 個々人の価値観を過度に否定してはならない
17. その他、他者を不快にさせる言動を取ってはならない
18. 他のクラブへの勧誘、並びにそれを利するような行為をしてはならない
19. 個人情報、本会各会員が否かに関わらず、本人の許可なくこれを曝してはならない

### 第13条（会員間の通信）

本会会員は次に掲げる事項を遵守するものとする

1. 会員間の連絡、情報の共有等は、主としてLINEを利用し、必要に応じ電話、電子メール、クラウドストレージ、他のメッセージングアプリ等を活用する
2. 本会会員のみで構成されるLINEグループ上のノートに、企画として挙がるものへの参加の意思表示、意思表示後の変更・取り消しの意思表示は、コメントの形で行い、投稿後のコメントは、企画者を除き、みだりに変更・削除してはならない
3. 第1項については、走行会直前及び走行会中、並びに緊急事態の場合を除き、深夜早朝を避ける等、他の本会会員の迷惑とならぬよう十分配慮し、常識的な時間帯に行うこと

### 第14条（個人情報の利用に係る遵守事項）

Webサイト、ブログ、Facebook、Instagram、X(旧Twitter)、YouTube、TikTok、BeReal、Strava、LINE VOOM等のSNS、並びに紙媒体へ、文章、写真を投稿する場合は、以下を遵守すること

1. 個人が特定できる画像、文章を投稿する場合は、対象者の許可を得なければならない
2. 投稿者以外の参加者の姓/名を、本人の許可なく投稿してはならない  
但し、本会会員のみで構成されるLINEグループ上のアルバム及びノート、並びに本文上に於いては、この限りではない

### 第15条（写真の著作権と活用）

1. 本会企画実施時に撮影した写真については、その著作権は撮影者本人に帰属する
2. 本会会員のみで構成されるLINEグループ上のアルバムに投稿された写真に限り、本会公式Webサイト、公式SNS、並びに会員個人のWebサイト、ブログ、SNSに対して、これを使用することができる

### 第16条（損害及びトラブル）

1. 走行会に関わらず、企画参加時には、事故、機材の不調、体調不良、また帰宅困難状態とならぬよう、会員個人で十分に注意すること
2. 事故、機材の不調、体調不良、帰宅困難状態が、他会員の相手方が介在して発生した場合は、当事者間で協力し、その解決に努めること
3. 前項に於いて協議の結果解決に至らない場合、運営事務局に、解決の協力を仰ぐことができる  
但し、運営事務局並びにその構成員は、当該判断に於いて責めを負わない
4. 交通事故が発生した際は、速やかな安全確保とともに、原則として警察への通報と保険会社への連絡を行い、負傷者がいる場合には、救護活動と救急への通報も行うこと
5. 第11条1項3号に定めるエマージェンシーカード及び4号に定める公的身分証明書について、提示が必要となる事故等が発生して本人自らそれらを提示できない場合、同行している本会会員、並びに会員以外の一般の救護協力者が、本人の荷物を確認し、代理で救急隊や医療機関、警察等に提示することができる  
なお、不所持を起因とする本人の不利益に対し、本会及び運営事務局、本会会員、並びにその他の参加者、会員以外の一般の救護協力者は、一切の責めを負わない
6. 事故、機材の不調、体調不良、帰宅困難状態の発生に於いて、本会会員以外の第三者が介在し

ている場合、本条第2項4項5項に準じた対応を行うものとするが、示談や和解に際しては、本会並びに保険会社、弁護士等の協力を仰ぎ、その場での回答を避けること

7. 本条に関しては、原則自己責任とし、本会及び運営事務局並びに当事者ではない本会会員、その他の参加者は、一切の責めを負わない

#### 第17条（本会公認の制作物）

1. 本会公認のジャージ、シャツ等の衣類、及びタオル等の品、幟や横断幕等の物品、並びにWebサイトやブログ等のWebコンテンツの取り扱いに関しては、別紙に定める通りとする
2. 本会の名称、略称、及び紋章のいずれか一つでも用いて、有形無形を問わず何らかのものを制作する場合、運営事務局の許可を得なければならず、これがない場合は制作してはならない

#### 第18条（政治活動及び宗教活動の禁止）

1. 本会に於いて政治活動並びに宗教活動をしてはならない
2. 政治活動及び宗教活動とは、特定の政党及び宗教団体又は個人の政治的宗教的主張、運動方針の宣伝、その他勢力拡張のために行われる一切の活動をいう

#### 第19条（反社会勢力への対応）

1. 本会、並びに本会会員は、反社会勢力に加入、荷担する等、関係を持つてはならない
2. 前項に於いて反社会勢力とは、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して、直接、間接を問わず経済的利益を追求する集団、又は個人であり、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、それらの者、又はそれらに類する者との共生者等、暴力的要求行為、法的責任を越えた不当要求行為等を行う者をいう

#### 第20条（処分・罰則）

1. 第11条1項を不所持、未着用、未加入の場合、並びに第12条各項、及び第14条、第17条2項、第18条1項、第19条1項に反す行為をした者については、注意、警告、又は5年以下の参加停止、若しくは退会処分とする
2. 前項に於ける処分内容は、事務局員、並びに当該事態に至った際に周囲にいた本人以外の者の判断により、これを決定する
3. その他、本会会員として相応しくないと運営事務局が判断した場合、注意、警告、又は5年以下の参加停止、若しくは退会処分とする
4. 本条第1項及び第2項並びに第3項により参加停止処分を受けた者に対しては、その期間中、本会会員のみで構成される全てのLINEグループから、同一期間退出又は退会させるものとする

#### 第21条（退会）

1. 代表又はいずれかの事務局員への意思表示を以て、本会退会とする
2. 本会退会に際しては、本会会員のみで構成される全てのLINEグループからも退会するものとする
3. 前項のグループとは、その目的や大小を問わず、本会に附属する全ての集団を指す
4. 自らの意思を以てLINEグループ「本体」から退会した場合、本会退会と看做す  
なお、LINEグループ「活動記録」、LINEグループ「雑談」その他小グループからの退会は、この限りではない
5. 利用機器の不具合等やむを得ぬ事情の他、LINEアカウント引き継ぎ失敗、若しくは削除の場合は、1ヶ月以内にクラブWebサイト問い合わせフォームより、その旨記載の上再登録申請を出すことで、本会の籍を留めるものとし、これがない場合は、本会退会と看做す
6. 前条の規定により退会処分を受けた者

#### 第22条（規約改正）

本会の運営に規約改正が必要な場合は、運営事務局による協議によりこれを定める

## 附 則

1. 本規約は、2018年(平成30年)5月21日より施行する
2. 本規約は、本会 Web サイトに誰でも読める形で公開する
3. 本会に加入を申し込む者は、本規約の全条項に同意したものと看做す
4. 本会会員に対しては、本会 Web サイトに規約が公開されている旨告知し、更に本会会員のみで構成される LINE グループ上にも、規約全文を公開する
5. 本会会員は、附則第2項から4項を以て規約に同意したものと看做し、不知を理由に本規約上の責めを免れることはできない
6. 運営事務局は、本規約を任意に改正できるものとし、必要に応じて本規約を補足する規約（以下補足規約）を定めることができる
7. 改正後の本規約及び補足規約は、本会 Web サイトに掲示したときにその効力を生じ、本会会員は、これに同意したものと看做す